

## 令和 3 年度地下水水質測定計画（案）

### 1 目的

この計画は、水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定により、山形県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、測定地点、測定項目、測定の方法及びその他必要な事項を定めるものとする。

### 2 水質調査の種類及び測定地点

#### (1) 水質調査の種類

##### ア 概況調査

地域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する水質調査

##### イ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査により新たに発見された、又は事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因を究明するために実施する水質調査

##### ウ 継続監視調査

汚染地域について継続的に監視を行うための水質調査

#### (2) 測定地点

##### ア 概況調査

表－1 に掲げる村山地域（6 市 1 町）、置賜地域（2 市 3 町）の 38 地点とする。

##### イ 汚染井戸周辺地区調査

表－2 に掲げる 1 市の 10 地点とする。また、汚染が判明した時、必要に応じて実施する。

##### ウ 継続監視調査

表－3 に掲げる 10 市 7 町 1 村の 33 地点とする。

### 3 測定項目

測定項目は、次のとおりとする。

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀（総水銀が定量下限値を超えた場合に限る。）、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、pH

### 4 測定頻度

測定頻度は、表－1、表－2 及び表－3 のそれぞれの市町村の欄に掲げる地区ごとに、同表測定項目の欄に掲げる回数とする。

## 5 測定方法

測定方法及び報告下限値は、表－４のとおりとする。

## 6 測定機関

測定機関は、山形市内の測定地点については山形市、それ以外の測定地点については山形県とする。

## 7 測定結果の報告

測定機関は、速やかに山形県へ報告するものとする。



## 備 考

- 1 測定地点は、図－１のとおりである。
- 2 測定にあたっては、表に掲げる測定項目のほか、気温、水温、外観、臭気、透視度、電気伝導率を測定するものとする。  
また、天候、採取時刻をあわせて記録するものとする。
- 3 測定頻度は、原則として次によるものとする。
  - 1：年１回



## 備 考

- 1 測定地点は、図－１のとおりである。
- 2 測定にあたっては、表に掲げる測定項目のほか、気温、水温、外観、臭気、透視度、電気伝導率を測定するものとする。  
また、天候、採取時刻をあわせて記録するものとする。
- 3 測定頻度は、原則として次によるものとする。
  - 1：年１回



## 備 考

- 1 測定地点は、図－1のとおりである。
- 2 測定にあたっては、表に掲げる測定項目のほか、気温、水温、外観、臭気、透視度、電気伝導率を測定するものとする。  
また、天候、採取時刻をあわせて記録するものとする。
- 3 測定頻度は、原則として次によるものとする。
  - 1：年1回
  - 2：上半期及び下半期各1回
  - 4：四半期各1回



表-4

## 測定方法及び報告下限値

項目	有効桁数	報告下限値	単位	方法
カドミウム	2	0.0003	mg/l	地下水の水質汚濁に係る環境基準(以下「告示10号」という。)による。
全シアン	2	0.1	mg/l	告示10号による。
鉛	2	0.005	mg/l	告示10号による。
六価クロム	2	0.02	mg/l	告示10号による。
砒素	2	0.001	mg/l	告示10号による。
総水銀	2	0.0005	mg/l	告示10号による。
アルキル水銀	2	0.0005	mg/l	告示10号による。
ポリ塩化ビフェニール (PCB)	2	0.0005	mg/l	告示10号による。
ジクロロメタン	2	0.002	mg/l	告示10号による。
四塩化炭素	2	0.0002	mg/l	告示10号による。
クロロエチレン	2	0.0002	mg/l	告示10号による。
1,2-ジクロロエタン	2	0.0004	mg/l	告示10号による。
1,1-ジクロロエチレン	2	0.002	mg/l	告示10号による。
シス-1,2-ジクロロエチレン	2	0.002	mg/l	告示10号による。
トランス-1,2-ジクロロエチレン	2	0.002	mg/l	告示10号による。
1,2-ジクロロエチレン※	2	0.004	mg/l	告示10号による。
1,1,1-トリクロロエタン	2	0.0005	mg/l	告示10号による。
1,1,2-トリクロロエタン	2	0.0006	mg/l	告示10号による。
トリクロロエチレン	2	0.001	mg/l	告示10号による。
テトラクロロエチレン	2	0.0005	mg/l	告示10号による。
1,3-ジクロロプロペン	2	0.0002	mg/l	告示10号による。
チウラム	2	0.0006	mg/l	告示10号による。
シマジン	2	0.0003	mg/l	告示10号による。
チオベンカルブ	2	0.002	mg/l	告示10号による。
ベンゼン	2	0.001	mg/l	告示10号による。
セレン	2	0.001	mg/l	告示10号による。
硝酸性窒素	2	0.01	mg/l	告示10号による。
亜硝酸性窒素	2	0.01	mg/l	告示10号による。
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	0.02	mg/l	上記方法による分析値に係数を乗じたものの合計値
ふっ素	2	0.08	mg/l	告示10号による。
ほう素	2	0.02	mg/l	告示10号による。
1,4-ジオキサン	2	0.005	mg/l	告示10号による。
pH	2	-	mg/l	規格12.1による。 (数値のまるめは少数第2位の四捨五入によること)

※1,2-ジクロロエチレンはシス体及びトランス体の合計値

図一1

令和3年度地下水水質測定地点図

